

改正

平成27年 5 月21日告示第81号
 平成30年 5 月15日告示第100号
 平成31年 3 月22日告示第35号
 令和 2 年 3 月25日告示第56号
 令和 6 年 2 月14日告示第31号

佐久市災害危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生命の安全を確保するため、土砂災害のおそれのある区域から、危険住宅の除却、解体又は曳(ひき)家(以下「除却等」という。)をして移転する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則(平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険住宅 次のいずれかに該当する住宅をいう。
 - ア 次のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。)が是正勧告等を行ったもの
 - (ア) 長野県建築基準条例(昭和46年長野県条例第40号)第2条第1項に規定する災害危険区域
 - (イ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条の規定により長野県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
 - イ アに掲げるもののほか、これに準ずるものとして市長が特に必要と認める住宅
- (2) 外皮平均熱貫流率 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省エネ基準省令」という。)第1条第1項第2号イ(1)に規定する外皮平均熱貫流率をいう。
- (3) 設計一次エネルギー消費量 省エネ基準省令第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。
- (4) 基準一次エネルギー消費量 省エネ基準省令第1項第1号イに規定する基準一次エネルギー消費量をいう。
- (5) 最低基準 省エネ基準省令に適合し、かつ、外皮平均熱貫流率及び設計一次エネルギー消費量について、次のいずれにも適合するものをいう。
 - ア 外皮平均熱貫流率が $0.5\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$ 以下であること。
 - イ 省エネ基準省令に準拠した評価方法により、再生可能エネルギー等を除き、設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量から20パーセント以上削減されていること。この場合において、エネルギー計算は、空調(暖房・冷房)、給湯、換気及び照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。

(補助対象事業の種類、経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助事業の種類	補助対象経費	補助金の額
危険住宅除却等事業	危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費及びその他移転に伴う諸経費	補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、1住宅当たり97万5,000円を限度とする。

危険住宅に代わる住宅の建設事業	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関（以下「金融機関等」という。）から借り入れた場合において、当該借入期間中の当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の経費	補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、1住宅当たり、住宅の建設又は購入については325万円、土地の取得については96万円を限度とする。
	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）に伴う諸経費（危険住宅に代わる住宅の建設又は購入をするために要する資金を金融機関等から借り入れた場合における当該借入金利子に相当する額の費用を除く。）	1住宅当たり20万円

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 第1項に規定する危険住宅に代わる住宅は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 最低基準に適合すること。
- (2) 建築基準法施行令第46条第4項に適合していること。この場合において、同項中「次の表2に掲げる数値（特定行政庁が第88条第2項の規定によって指定した区域内における場合においては、表2に掲げる数値のそれぞれ1.5倍とした数値）を乗じて得た数値」とあるのは、「次の表2に掲げる数値（特定行政庁が第88条第2項の規定によって指定した区域内における場合においては、表2に掲げる数値のそれぞれ1.5倍とした数値）に更に1.25を乗じて得た数値」と、「次の表3に掲げる数値を乗じて得た数値」とあるのは、「次の表3に掲げる数値に更に1.25を乗じて得た数値」とする。また、平成12年建設省告示第1352号中「必要壁量」とあるのは、「必要壁量に1.25を乗じて得た数値」とする。なお、上記によらない場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項による日本住宅性能表示基準別表1に基づく耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）等級2以上を取得しているもの又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条に基づく認定を受けているものとする。
- (3) 土砂災害特別警戒区域外に存すること。
- (4) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと。
- (5) 別の危険住宅の購入によるものではないこと。

（補助金交付申請書の様式等）

第4条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、佐久市災害危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金交付申請書に添付して提出する書類（以下「関係書類」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害危険住宅移転事業計画書（様式第2号）
- (2) 危険住宅に代わる住宅建設事業工事設計書（様式第3号）
- (3) 除却等及び建設の場所の位置図
- (4) 危険住宅に代わる住宅の平面図
- (5) 危険住宅に代わる住宅が第3条第3項第1号及び第2号に適合することが確認できる書類
- (6) 危険住宅の写真（全景が分かるもの2面以上）
- (7) 世帯全員の住民票の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 補助金交付申請書及び関係書類の提出部数は、正本1部及び副本3部とする。

(補助金交付決定通知書の様式)

第5条 規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書は、佐久市災害危険住宅移転事業補助金交付決定通知書(様式第4号)によるものとする。

(補助事業の変更等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金交付申請書又は関係書類に記載した事項について、次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ佐久市災害危険住宅移転事業変更承認申請書(様式第5号)に、関係書類のうち変更に係るものを添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の変更
- (2) 除却等又は建設の場所の変更
- (3) 危険住宅に代わる住宅の変更
- (4) 補助事業の予定期間の延長

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、佐久市災害危険住宅移転事業変更承認通知書(様式第6号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに佐久市災害危険住宅移転事業遅滞報告書(様式第7号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、その内容を確認し、佐久市災害危険住宅移転事業指示書(様式第8号)により、当該交付決定者に指示するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 交付決定者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに佐久市災害危険住宅移転事業中止(廃止)届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、佐久市災害危険住宅移転事業実績報告書(様式第10号。以下「実績報告書」という。)によるものとする。

2 規則第12条の規定により実績報告書に添付して提出する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害危険住宅移転事業実施状況調書(様式第11号)
- (2) 危険住宅除却等事業支払内訳書(様式第12号)
- (3) 前号の内訳書に記載された事業費が支払済みであることを証する書面の写し
- (4) 危険住宅に代わる住宅建設事業に係る金銭消費貸借契約書の写し
- (5) 危険住宅に代わる住宅の建設用地として取得した土地の購入に係る金銭消費貸借契約書の写し
- (6) 危険住宅に代わる住宅のしゅん工写真(全景の分かるもの2面以上)

3 前2項に規定する書類(以下「実績報告書等」という。)の提出部数は、正本1部及び副本3部とする。

4 実績報告書等は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(完了検査)

第9条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、現地において完了検査を行うものとする。

(補助金確定通知書の様式)

第10条 規則第13条に規定する補助金等確定通知書は、佐久市災害危険住宅移転事業補助金確定通知書(様式第13号。以下「確定通知書」という。)によるものとする。

(補助金交付請求書の様式)

第11条 規則第14条に規定する補助金等交付請求書は、佐久市災害危険住宅移転事業補助金交付請求書(様式第14号。以下「請求書」という。)によるものとする。

2 請求書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

3 請求書は、確定通知書の送付を受けた日から起算して10日以内に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月21日告示第81号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成30年5月15日告示第100号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日告示第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日告示第56号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月14日告示第31号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。